

(28) 岸部中5丁目地区

ア.位置・・・吹田市岸部中5丁目地内
 イ.区域・・・下図のとおり



凡 例	
	景観形成地区の区域
	地区の区分

ウ.面積・・・約2.3ha

エ.経過・・・令和2年12月9日指定、告示し、同日施行

オ.基本目標・・・1.地域の成り立ちを伝える歴史の景観をまもり、はぐくむ。
 2.緑豊かで歴史と文化の楽しめる景観をはぐくむ。

カ.基本方針・・・1.旧集落や旧街道沿いの歴史を感じさせる景観をまもり、そだてる。
 2.活気と賑わいのある幹線道路沿いの景観をそだてる。

キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア) 利便施設地区

a.建築物

1. 全体計画・配置等	(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。 (3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (5) 敷地内の歩行者通路、緑道には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。 (6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。 (7) 敷地内の歩行者通路、緑道や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。 (8) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとす。 (9) 交差点及び大通りからの見え方に配慮した全体計画とする。 (10) 旧集落等の歴史を感じる景観の要素を取り入れた計画とする。
2. 屋根の形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢をおさえた素材を使用する。
3. 形態意匠及び素材	(1) 周辺景観と調和した意匠とする。 (2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。 (3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。

	<p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し、賑わいの中にも落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし自然素材は除く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。 (6) アクセントカラーは各立面の1/10以内とする。 (7) 質感、素材感のある素材とする。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度											
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—											
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下											
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下											
4. 敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。 (2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。 (3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。 (4) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>												
5. 駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。 (3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												
6. ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。 (2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。 (3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>												
7. 植栽	<p>(1) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。 (2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (3) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>												

b.工作物

1. 広告塔	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。
--------	-----------------------------

c.開発行為

1. 緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。 (2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2. 造成計画	歩行者動線、緑道を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

d.屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物、地上設置型広告物、屋上広告物のみとする。ただし、突出広告物、立看板、広告旗等の掲出を行う場合、過度にならないように周辺の景観に配慮し、協議したものはこの限りでない。</p> <p>(3) 周辺環境や建築物と調和し、地区全体で統一感のあるデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の 1/20 以下とする。</p> <p>(5) 壁面広告物は建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。</p> <p>(6) 地上設置型広告物の表示面積は一基当たり 30 m²以内とする。</p> <p>(7) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。</p>

(イ) 複合住宅地区

a.建築物

1. 全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。</p> <p>(4) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(5) 敷地内の歩行者通路、緑道には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(6) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(7) 敷地内の歩行者通路、緑道や階段等に照明灯を設置する場合は、デザインや配置などを工夫し、夜間景観に配慮する。</p> <p>(8) 敷地内のサインは、デザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p> <p>(9) 交差点及び大通りからの見え方に配慮した全体計画とする。</p> <p>(10) 旧集落等の歴史を感じる景観の要素を取り入れた計画とする。</p>
2. 屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>
3. 形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和した意匠とする。</p> <p>(2) 圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は、開口部、バルコニー、外壁面の分節化等を工夫し変化を持たせる。</p> <p>(3) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(4) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とする。</p> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p> <p>(6) アクセントカラーは各立面の 1/20 以内とする。</p> <p>(7) 質感、素材感のある素材とする。</p>

4. 敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(2) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊かにするものとする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(4) 道路際の照明灯等の配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p>
5. 駐車場・駐輪場	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 道路や敷地境界よりできる限り後退し、植栽等により直接見えにくい配慮をする。</p> <p>(3) 照明灯のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>
6. ごみ置場・付帯施設等	<p>(1) 建築物との一体化やデザインの調和を図る。</p> <p>(2) 植栽等により公共空間から直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(3) 設備類は見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。</p>
7. 植栽	<p>(1) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p> <p>(2) 道路際へ積極的に植栽を行い、隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。</p> <p>(3) 植栽部分に照明灯を設置する場合は、デザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。</p>

b.開発行為

1. 緑化	<p>(1) 敷地内の既存樹木は、できるだけ残すあるいは移植するなど修景に活かすよう配慮する。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和し、良好な景観とするため、樹木の配置及び樹種の構成を考慮して緑化する。</p>
2. 造成計画	歩行者動線、緑道を意識した出入り口の配置とし、敷際の連続性や路面素材について考慮する。

c.屋外広告物

<p>(1) 自家用のみとする。</p> <p>(2) 壁面広告物、地上設置型広告物のみとする。ただし、立看板、広告旗（バナー等）の掲出を行う場合、過度にならないように周辺の景観に配慮し、協議したものはこの限りでない。</p> <p>(3) 映像装置又はこれに類するもの（表示面積が2㎡以下のもので、周囲の景観に配慮するものは除く。）を使用しない。</p> <p>(4) 壁面広告物について、表示面積の合計は設置する壁面の1/5以下とし、総表示面積は1建築物につき30㎡以内とする。</p> <p>(5) 地上設置型広告物について、地上から最上端までの距離は10m以内とし、かつ、1基当たりの各面の面積の合計は20㎡以内とする。</p> <p>(6) 周辺環境や建築物と調和し、地区全体で統一感のあるデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。</p> <p>(7) ただし、期間を定め表示するもの又は地区の名称や地区の案内図等で、まちなみに配慮し、協議したものはこの限りでない。</p>
--